

USPTO、特許出願のバックログ圧縮促進プランの試行期間を延長

2010年11月22日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、本日付フェデラルレジスター(官報)¹において、昨年11月に試行を開始した特許出願のバックログ圧縮促進プラン(Patent Application Backlog Reduction Stimulus Plan²)に関し³、試行期間を延長すると発表した⁴。

今般の発表によれば、本年12月31日までとしていた同プランの試行期間を①11年12月31日、又は②特別扱いを受けた特許出願が計1万件に達した時のどちらか早い時期まで延長するとしている。

昨年11月から試行されている同プランは、未審査の特許出願を複数保有する出願人を対象に、1件の係属中の出願を放棄することを条件に、他の1件の出願を「特別扱い(accorded special status)」するものであり、通常は出願の順で審査される場所、順番を繰り上げて直ちに審査官の手元に置かれることを内容とするが⁵、早期審査とは異なりファーストアクション後は他の補正案件と同じ扱いを受ける。

試行開始時には、10年2月28日までを期限としていたが、その後6月30日まで、次いで12月31日(又は1万件に達した時のどちらか早い時期)までに順次延長されていた⁶。なお、当初は小規模事業者(small entity)のみが本プランの対象を受けられるとされていたが、その後、この出願人要件は撤廃されている⁷。

(了)

¹ [11月22日付官報](#) (PDF)

² 通称「Project Exchange」と呼ばれている。

³ [091208【米国IP情報】USPTO、特許出願のバックログ圧縮促進プランを公表](#) (PDF) 参照

⁴ [11月22日付USPTOプレスリリース](#)

⁵ 同プランの概要、要件等については、脚注3、脚注6を参照。

⁶ [100624【米国IP情報】USPTO、特許出願のバックログ圧縮促進プランの出願人要件を撤廃](#) (PDF) 参照

⁷ 脚注6参照。